

「無料調停相談会」
のお知らせ

静内調停協会では、裁判所における調停手続の理解・普及を目的として無料調停相談会を実施します。

交通事故・金銭・土地建物・公害・家庭の問題でお困りの方は、調停委員が調停手続の利用についてご相談に応じます。

また、現在問題を抱えていない方には、調停手続の概要について説明いたします。事前の予約は不要です。で、どなたもお気軽にお越しください。

○とき
10月10日(木)

○ところ

新ひだか町コミュニティセンター 遊戯室・娯楽室

○相談内容の例

- ・交通事故・車の修理費用や通院費を払ってほしい
- ・金銭・貸したお金を返してくれない
- ・土地建物・隣家の木が自分の敷地内に入っているのをどうにかしたい
- ・家庭・離婚、離婚に伴う財産分与、養育費など

*右記は一例です。右記以外の相談も受け付けます。

▼お問い合わせ先

静内調停協会 静内簡易裁判所内
0146-42-0120

知っていますか？
道の「苦情審査員」制度

○道が行った業務や制度の内容を審査する制度が「北海道苦情審査員」制度です。

○皆さん自身の利害に関わる苦情であれば、「苦情審査員」に申立てができます。

○皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。

○審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

○もちろん、個人情報保護にも十分配慮します。

①苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」か各総合振興局(振興局)の総務課で受け付けています。

②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。

③ホームページからでも申立書をダウンロードできます。ホームページURL
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kuiyou.htm>

④申立て方法は、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出してください。

また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

▼お問い合わせ先

北海道総合政策部知事室
道政相談センター
札幌市中央区北3条西6丁目
電話
011-204-5523

ファックス
011-241-8181
メールアドレス
kuiyoukoueki@pref.hokkaido.lg.jp

手紙を守るための
ルールがあります

手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが取り扱うことができる定められています。

※宅急便やメール便では、原則として信書の送付はできません。

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に定義されています。

▼お問い合わせ先
総務省情報流通行政局郵政行政部
<http://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>
信書便制度周知チラシ
http://www.soumu.go.jp/main_content/000606670.pdf

・総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課
電話03-5253-5975
メールアドレス
shinsyo_soudan@soumu.go.jp

巡回行政相談所
を開設します

10月7日(月)から13日(日)は「行政相談週間」です。

行政相談は役所の仕事についての苦情や意見要望などをお聞きし、相談員が住民と役所の間に立って、その解決を図るものです。

相談は無料で秘密は厳重に守られます。

お気軽にご相談ください。

●日時/場所

日高地区
・10月9日(水)
10時～15時
サンポック

門別地区
10月10日(木)
10時～12時

厚賀出張所 2階会議室
13時～15時

門別公民館 2階第3研修室
10月11日(金)
10時～12時

富川公会堂 2階小会議室
●担当相談員

門別地区行政相談委員
日高地区行政相談委員

▼お問い合わせ先

日高町役場 住民課 住民G
01456-2-6182
日高総合支所 地域住民課
総務・税務・住民G
01457-6-2001

働きたい方のための
出張相談会

とまこまい若者サポートステーションは働きたいと思われている方に向けた就労自立支援施設です。

その他、就職相談も歓迎です。「働きたい」を応援する無料出張相談会を開催します。

○対象

概ね15歳から39歳の方・ご家族

○場所

ハローワーク静内分室
(新ひだか町静内御幸町2丁目1-40 ショッピングセンターピュア3階)

○内容

就労相談・就労体験ほか

○日時

・10月29日(火)
13時30分～15時(先着順予約可)
※10月は第5火曜日開催(毎月第4火曜日13時30分～15時)

▼お問い合わせ先

とまこまい若者サポートステーション
苫小牧市表町3丁目2-13
王子不動産第2ビル6F
0144-84-8670

個別的労使紛争あっせん制度について

【労働者個人と使用者間のトラブル解決を支援します】

北海道労働委員会では、退職の強要や賃金の引き下げ、各種ハラ・スメントなど、労働者個人と使用者の間で発生した労働問題に関するトラブルについて、その解決を支援する「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

労働問題について専門知識や経験を持つ、弁護士や大学教授などの公益委員、労働組合役員などの労働者委員、企業の経営者などの使用者委員が三人一組であっせん員となり、労働者側と使用者側の両者から事情を聴き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を目指します。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には、現地に向いて申請受付やあっせんを行いますので、お気軽にご相談ください。詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/r/d/sms/

▼お問い合わせ先

・あっせん窓口（相談・申請）

※来庁される場合は事前にご連絡ください。

北海道労働委員会事務局調整課
〒060-08588

札幌市中央区北3条西7丁目
道庁別館10階

011-204-5667
月～金曜日 8時45分～17時30分

（祝日、年末年始を除く）

・一般の労働相談は道の「労働相談ホットライン」をご利用ください。

※社会労務士が対応します。
フリーダイヤル
0120-81-6105

月～金曜日 17時～20時
土曜日 13時～16時

（祝日、年末年始を除く）

門別警察署からのお知らせ

安全安心なまちづくりの日及び全国各地域安全運動の実施『みんなで築こう、安全で安心な大地』

①安全安心なまちづくりの日
10月11日（金）

②運動期間
10月11日（金）～20日（日）

③運動重点
ア 子供と女性の犯罪被害防止
イ 特殊詐欺の被害防止

④10月11日は「安全安心なまちづくりの日」です。

人と人の絆を強めるとともに、防犯意識を高め、犯罪のない安心して暮らせる北海道を目指しましょう。

道を目指しましょう。

⑤子供と女性の犯罪被害防止
ジョギング、買物、犬の散歩中、業務中にも子供の安全に目を向けて「ながら見守り活動」を行い、みんなで子供を守りましょう。

イヤホンで音楽を聴いたり、スマートフォンを操作しながらなどの「ながら歩き」は、周りの音や人に気づきにくいのでやめましょう。

⑥特殊詐欺の被害防止
相談相手はあなたのすぐそばにいます。

お金を振り込む、手渡す、送る、その前に相談を！
G20観光大臣会合における警察諸対策への道民の理解と協力の確保

G20観光大臣会合が、10月25、26日の2日間、後志管内倶知安町で開催されます。

既に開催されたG20大阪サミット及び関係閣僚会合は、皆様の御協力により無事終了しました。

全国8都市で開催される関係閣僚会合も、残すところ3都市での開催となりますが、G20大阪サミット等と同様、開催地以外の地域においても、重要施設や公共交通機関

等に対するテロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策が必要となります。

現在、道内でも、テロ等違法行為の発生を未然に防止す

るため、重要施設や公共交通機関等に対する警戒を強化しています。

警察では、G20観光大臣会合の成功に向け、総力を挙げて警備の万全を期すこととしていきますので、警察の活動への御理解と御協力をお願いします。

▼お問い合わせ先

北海道札幌方面門別警察署
014561210110

第70回全国労働衛生週間

『健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場』

10月1日～10月7日は全国労働衛生週間です。
この機会に労働者に対する健康診断、保健指導、健康教育等を推進しましょう！

【お問い合わせ先】

浦河労働基準監督署 電話 0146-22-2113

広告

広告募集欄

広告募集欄

広告募集欄